

依頼日：令和7年9月5日

【見積依頼内容】

(単価契約)産業廃棄物(廃蛍光管)処理業務委託	* 詳細は別紙「仕様書」のとおり
-------------------------	------------------

【見積条件】

件名	(単価契約)産業廃棄物(廃蛍光管)処理業務委託
契約期間	契約の日 から 令和7年12月26日
参加資格	産業廃棄物処理業許可証(廃蛍光管)を有する京都市の入札参加有資格者
見積書提出期限	令和7年9月12日(金)
見積書有効期間	契約書締結まで
提出方法	FAX、電子メール、郵送 提出先：京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課(担当:瀧野) 京都市右京区太秦下刑部町12 〒616-8104 電話：075-863-5263 FAX：075-863-5269 メール：takiaa480@city.kyoto.lg.jp
その他	契約となった業者様にのみ、ご連絡を差し上げますので予めご了承ください。

【見積書記載事項】

提出日	交通局に提出の日
あて先	京都市公営企業管理者 交通局長
見積人	名称、代表者の役職及び氏名、住所、押印 担当者氏名及び連絡先(電話番号、メールアドレス)も記載してください
件名	上記件名のとおり
見積額	・ 廃棄物1kg当たりの処理単価を明記 ・ 仕様書記載の予定数量に単価を乗じた金額を見積額とし、その頭に「金」又は「¥」を記載 ・ 消費税及び地方消費税相当額に1円未満の端数が生じる場合は、その処理方法又は消費税額を明記する。 いずれも記載がない場合は、切捨てとして処理する。
見積書有効期間	有効期限の記載がない場合は、見積条件記載のとおりとする
その他	必要事項があれば記載してください

仕 様 書

京 都 市 交 通 局
高速鉄道部 高速車両課

件名	(単価契約)産業廃棄物(廃蛍光管)処理業務委託		
排出場所	交通局 車両工場 竹田検車区		
契約期間	契約の日 から 令和7年12月26日まで		
内 容	1 業務内容		
	発注者は、受注者に対し、産業廃棄物(廃蛍光管)の処理業務を委託する。 本業務の履行に当たっては、京都市交通局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守するとともに、本仕様書に基づき産業廃物を適切に処理する。		
	2 廃棄物の形状・数量等		
	内容物	破損した廃蛍光管等(蛍光管、シールドビーム球、LED球・白熱球)	
			
	荷姿	箱入り(種類別に袋詰めのうち)	
	数量	15kg程度	
	3 搬入方法		
	廃棄物の搬入は、発注者が別途契約する収集運搬業者が行う。 搬入の詳細については、契約後、発注者受注者双方で協議し決定する。		
	4 産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という)の交付		
(1) 受注者は、収集運搬業者から受領したマニフェストのうち、廃棄物受領時に必要事項を記入のうち、B1票、B2票を収集運搬業者に手渡す。			
(2) 受注者は、処理終了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうち、C2票を収集運搬業者に、D票は発注者の発注元所属(その他の欄に記載)に送付する。			
(3) 受注者は、最終処理後、E票を発注元所属に速やかに送付する。			
(4) マニフェストの発行等、その手続に要する費用は受注者の負担とする。			

特記事項等	1 委託料の支払 (1) 受注者は、廃棄物搬入後速やかに搬入量報告書(様式自由)を発注者に提出する。 (2) 委託料の支払は、出来高精算払とし、発注者は受注者の請求に基づき支払うものとする。請求金額は、搬入量報告書に記載の搬入重量に1キログラム当りの契約単価を乗じて算出した金額とし、発注元所属に請求する。 (3) 受注者は、請求時に計量証明書を提出する。 2 契約書作成時の添付資料 (1) 産業廃棄物処理業許可証(廃蛍光管類、水銀使用製品産業廃棄物を含む)の写し 受注者が中間処理業者の場合は、中間処理の許可証とともに最終処分地の許可証の写しを添付する。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、次に示す「産業廃棄物処分受注者記入欄」の最終処分地の項目(所在地・処理方法・処理能力等)を記載する。 なお、許可の更新及び許可事項の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。 (2) 産業廃棄物処理受注者記入欄 仕様書末尾の「産業廃棄物処理受注者記入欄」について、各項目を記入し添付する。 3 その他 (1) 本仕様書に疑義が生じたときは、双方誠意をもってその解決に当たるものとする。 (2) 受注者は、本業務の履行に当たり、安全に十分配慮するものとし、作業中の事故等については、受注者の責において解決するものとする。
そ の 他	発注元所属(各書類提出先) 京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課 京都市右京区太秦下刑部町12 〒616-8104

産業廃棄物

処 分

受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受注者の許可の事業の範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等を行 う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれかを選択して☒を記入し、不備の無いようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記の通り記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり